

地域・都道府県サッカー協会 御中  
Jリーグ/WEリーグ 御中  
各種連盟 御中

2022年2月10日

公益財団法人日本サッカー協会  
法務管理部

### 懲罰規程等の改正について

前略 平素は本協会の事業に格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

さて、本日（2022年2月10日）開催された本協会理事会において、本協会の懲罰規程および司法機関組織運営規則が一部改正されましたのでお伝えいたします。主な変更点としては下記の通りとなります。詳細については、添付（URLリンク）の資料をご確認下さい。

草々

### 記

#### 【主な改正点】

#### (1) 出場資格の無い選手の出場に対する懲罰（懲罰規程 [別紙1] 3-3）

出場資格の無い選手が試合に出場した場合の懲罰に関する規定について、表現を明確化する。

#### (2) 不服申立可能な懲罰に関する規定（懲罰規程第36条）

不服申立可能な懲罰に関する規定に関して、不服申立可能な懲罰を列挙する形から不服申立不可となる懲罰を列挙する形へと変更する。

#### (3) 選手の登録や契約等に関する所管機関を明確化（懲罰規程第14条第2項、司法機関組織運営規則第3条等）

選手の登録や契約等に関する各種規則への違反についてはJFA規律委員会の所管であることを明確化する。

#### (4) JFA主催試合における懲罰問題への対応（懲罰規程第16条第2項）

JFA主催試合（名義主催や連盟主催等の大会は除く）における懲罰問題に関して、各大会の判断により、大会規律委員会ではなくJFA規律委員会が直接管轄することができるようにする。

#### (5) 弁明の機会の付与（該当箇所：懲罰規程第20条）

「事情聴取」を「弁明の機会の付与」という手続きに変更する。同時に、対面による聴取を原則とする現行規定を変更し、書面による弁明も許容とする。

(6) 時効の設定（懲罰規程第 23 条の 3）

懲罰手続きにおける時効を設定する。競技及び競技会に関する違反行為は原則 2 年、その他の事案は原則 5 年、重大事案は 10 年と定める。

(7) 「サッカー関連活動」の定義（懲罰規程（参考資料 2））

「サッカー関連活動の停止・禁止」の「サッカー関連活動」の範囲を指針として示す。

(8) チーム又は選手等によるその他の違反行為（懲罰規程 [別紙 1] 3-7）

本条項の適用の要件としていた「JFA 規律委員長の事前承認」を削除する。

(9) その他

その他各種表現や手続きの適正化に伴う修正を行う。

以上

<添付（リンク）>

※下記よりダウンロード可能

・懲罰規程

（変更後規則）：<http://www.jfa.jp/documents/pdf/basic/br26.pdf>

（新旧対照表）：<https://jfa.box.com/s/atr42mpn8kqqrn0t1ars4okngeilu4b>

・司法機関組織運営規則

（変更後規則）：<http://www.jfa.jp/documents/pdf/basic/br04.pdf>

（新旧対照表）：<https://jfa.box.com/s/4l99dq1hbuwmucgpbwqs4dpxwpaxn72>

本件に関する問い合わせ先  
公益財団法人日本サッカー協会 法務管理部  
Tel: 050-2018-1990（代表）